

川崎市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前					
○川崎市都市公園条例施行規則 昭和32年3月29日規則第6号 (使用料) 第3条 条例第3条第6項の規定による使用料は、次のとおりとする。				○川崎市都市公園条例施行規則 昭和32年3月29日規則第6号 (使用料) 第3条 条例第3条第6項の規定による使用料は、次のとおりとする。					
区分	単位	金額		区分	単位	金額			
行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	<u>1,010円</u>		行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	<u>1,000円</u>			
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日につき	<u>5,090円</u>		業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1日につき	<u>5,000円</u>			
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日につき	<u>10,180円</u>		業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1日につき	<u>10,000円</u>			
興行	1日1平方メートルにつき	10円		興行	1日1平方メートルにつき	10円			
競技会、集会その他これらに類する催し	1日につき	<u>1,010円</u>		競技会、集会その他これらに類する催し	1日につき	<u>1,000円</u>			
展示会その他これに類する催し	1日につき	<u>2,540円</u>		展示会その他これに類する催し	1日につき	<u>2,500円</u>			
2 使用料は、許可の際徴収する。 (有料施設の使用料) 第6条 条例第8条第1項の規定による使用料は、次のとおりとする。 有料施設の使用料				2 使用料は、許可の際徴収する。 (有料施設の使用料) 第6条 条例第8条第1項の規定による使用料は、次のとおりとする。 有料施設の使用料					
種別	専用使用料		個人使用料		種別	専用使用料		個人使用料	
	単位	金額	単位	金額		単位	金額	単位	金額
陸上競技場等々力	1回(4時間以内)	<u>26,480円</u>	1人1回 18歳以上の者 13歳以上18歳未満の者(高	200円 100円	陸上競技場等々力	1回(4時間以内)	<u>26,000円</u>	1人1回 18歳以上の者 13歳以上18歳未満の者(高	200円 100円

改正後					改正前				
多摩川緑地 古市場	同 (同)			校生を含む。)	多摩川緑地 古市場	同 (同)			校生を含む。)
陸上競技場 照明施設	1回(1 時間以 内)	全点灯	<u>103,880円</u>		陸上競技場 照明施設	1回(1 時間以 内)	全点灯	<u>102,000円</u>	
		4分の3点 灯	<u>77,910円</u>				4分の3点 灯	<u>76,500円</u>	
		2分の1点 灯	<u>51,940円</u>				2分の1点 灯	<u>51,000円</u>	
		4分の1点 灯	<u>25,970円</u>				4分の1点 灯	<u>25,500円</u>	
陸上競技場 第1特別室	1箇所 (4時間以 1回 内)		<u>18,330円</u>		陸上競技場 第1特別室	1箇所 (4時間以 1回 内)		<u>18,000円</u>	
陸上競技場 第2特別室	同 (同)		<u>6,110円</u>		陸上競技場 第2特別室	同 (同)		<u>6,000円</u>	
陸上競技場 第3特別室	同 (同)	同 (同)			陸上競技場 第3特別室	同 (同)	同 (同)		
第2	<u>6,110円</u>	第2	<u>6,000円</u>						
陸上競技場 第4特別室	1回 (同)		<u>24,440円</u>		陸上競技場 第4特別室	1回 (同)		<u>24,000円</u>	
陸上競技場 会議室	同 (同)				陸上競技場 会議室	同 (同)			
第1 (区 画する場					第1 (区 画する場				

改正後					改正前				
合)					合)				
A区画	同 (同)		<u>4,070円</u>		A区画	同 (同)		<u>4,000円</u>	
B区画	1箇所 (同)		<u>1,010円</u>		B区画	1箇所 (同)		<u>1,000円</u>	
第2	1回)				第2	1回)			
第3	同 (同)		<u>4,070円</u>		第3	同 (同)		<u>4,000円</u>	
第3	同 (同)		<u>1,010円</u>		第3	同 (同)		<u>1,000円</u>	
陸上競技場 シャワー室					陸上競技場 シャワー室				
第1	1箇所		<u>3,050円</u>		第1	1箇所		<u>3,000円</u>	
第2	1回				第2	1回			
第2	同		<u>710円</u>		第2	同		<u>700円</u>	
陸上競技場 ロッカー室					陸上競技場 ロッカー室				
第1	同		<u>3,050円</u>		第1	同		<u>3,000円</u>	
第2	同		<u>1,010円</u>		第2	同		<u>1,000円</u>	
陸上競技場 関係者室					陸上競技場 関係者室				
第1 (区 画しない 場合)	1回 (4時間以内)		<u>10,180円</u>		第1 (区 画しない 場合)	1回 (4時間以内)		<u>10,000円</u>	
第1 (区 画する場 合)					第1 (区 画する場 合)				
A区画	同 (同)		<u>6,110円</u>		A区画	同 (同)		<u>6,000円</u>	
B区画	同 (同)		<u>4,070円</u>		B区画	同 (同)		<u>4,000円</u>	
第2	1箇所 (同)				第2	1箇所 (同)			
	1回)		<u>1,010円</u>			1回)		<u>1,000円</u>	

改正後					改正前				
陸上競技場 練習室	同 (同)	<u>4,070円</u>			陸上競技場 練習室	同 (同)	<u>4,000円</u>		
陸上競技場 多目的室					陸上競技場 多目的室				
第1 第2	1回 (同) 同 (同)	<u>6,110円</u> <u>2,030円</u>			第1 第2	1回 (同) 同 (同)	<u>6,000円</u> <u>2,000円</u>		
陸上競技場 放送室	同 (同)	<u>3,050円</u>			陸上競技場 放送室	同 (同)	<u>3,000円</u>		
陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	1箇所 (同) 1回)	<u>6,110円</u>			陸上競技場 テレビ・ラ ジオ中継室	1箇所 (同) 1回)	<u>6,000円</u>		
陸上競技場 大型映像装 置	1箇所 1日1回	<u>50,920円</u>			陸上競技場 大型映像装 置	1箇所 1日1回	<u>50,000円</u>		
陸上競技場 写真判定室	1日1回	<u>18,330円</u>			陸上競技場 写真判定室	1日1回	<u>18,000円</u>		
補助競技場	1回 (4時間以内)	<u>5,090円</u>	1人1回 18歳以上の者 200円 13歳以上18歳 100円 未満の者 (高 校生を含む。)		補助競技場	1回 (4時間以内)	<u>5,000円</u>	1人1回 18歳以上の者 200円 13歳以上18歳 100円 未満の者 (高 校生を含む。)	
運動広場	同 (1時間以内)	<u>1,010円</u>			運動広場	同 (1時間以内)	<u>1,000円</u>		
野球場 等々力 御幸 とんびいけ 多摩川緑地	同 (2時間以内) 同 (同) 同 (同)	11,500円 <u>2,540円</u> <u>2,540円</u>			野球場 等々力 御幸 とんびいけ 多摩川緑地	同 (2時間以内) 同 (同) 同 (同)	11,500円 <u>2,500円</u> <u>2,500円</u>		

改正後				改正前			
上平間	同 (同)	500円		上平間	同 (同)	500円	
丸子橋	同 (同)	<u>2,540円</u>		丸子橋	同 (同)	<u>2,500円</u>	
上丸子天神町第1	同 (同)	500円		上丸子天神町第1	同 (同)	500円	
上丸子天神町第2	同 (同)	500円		上丸子天神町第2	同 (同)	500円	
上丸子天神町第3	同 (同)	500円		上丸子天神町第3	同 (同)	500円	
上丸子天神町第4	同 (同)	500円		上丸子天神町第4	同 (同)	500円	
北見方第1	同 (同)	500円		北見方第1	同 (同)	500円	
北見方第2	同 (同)	500円		北見方第2	同 (同)	500円	
諏訪	同 (同)	500円		諏訪	同 (同)	500円	
二子第1	同 (同)	500円		二子第1	同 (同)	500円	
二子第2	同 (同)	500円		二子第2	同 (同)	500円	
宇奈根第1	同 (同)	500円		宇奈根第1	同 (同)	500円	
宇奈根第2	同 (同)	500円		宇奈根第2	同 (同)	500円	
野球場照明施設				野球場照明施設			
御幸	同 (1時間以内)	<u>6,110円</u>		御幸	同 (1時間以内)	<u>6,000円</u>	
	1,000ルクス	5,800円			1,000ルクス	5,800円	
	1回 (1時間以内)				1回 (1時間以内)		
	750ルクス	4,300円			750ルクス	4,300円	
等々力	1回 (1時間以内)			等々力	1回 (1時間以内)		
	500ルクス	2,900円			500ルクス	2,900円	
	1回 (1時間以内)				1回 (1時間以内)		
	350ルクス	2,000円			350ルクス	2,000円	

改正後					改正前				
	とんびいけ	1回（1時間以内）				とんびいけ	1回（1時間以内）		
		1回（1時間以内）	6,110円				1回（1時間以内）	6,000円	
野球場会議室					野球場会議室				
第1（区画しない場合）	同（4時間以内）		8,200円		第1（区画しない場合）	同（4時間以内）		8,200円	
第1（区画する場合）					第1（区画する場合）				
A区画	同（同）		4,100円		A区画	同（同）		4,100円	
B区画	同（同）		4,100円		B区画	同（同）		4,100円	
第2	1箇所（同）		1,700円		第2	1箇所（同）		1,700円	
	1回					1回			
野球場シャワー室	1箇所		2,400円		野球場シャワー室	1箇所		2,400円	
	1回					1回			
野球場ロッカー室	同		2,800円		野球場ロッカー室	同		2,800円	
野球場関係者室					野球場関係者室				
第1	1回（4時間以内）		4,300円		第1	1回（4時間以内）		4,300円	
第2（区画しない場合）	同（同）		3,000円		第2（区画しない場合）	同（同）		3,000円	
第2（区画する場合）					第2（区画する場合）				

改正後					改正前				
A区画	同 (同)	1,500円			A区画	同 (同)	1,500円		
B区画	同 (同)	1,500円			B区画	同 (同)	1,500円		
第3	1箇 (同) 所) 1回	2,900円			第3	1箇 (同) 所) 1回	2,900円		
第4	同 (同)	2,700円			第4	同 (同)	2,700円		
第5	1回 (同)	1,600円			第5	1回 (同)	1,600円		
屋内野球練習場	1箇 (1時間以内) 所) 1回	1,000円			屋内野球練習場	1箇 (1時間以内) 所) 1回	1,000円		
サッカー場 等々力第1 等々力第2 多摩川緑地 上平間 古市場	1回 (2時間以内) 同 (同) 同 (同) 同 (同)	<u>2,540円</u> <u>2,540円</u> 500円 500円			サッカー場 等々力第1 等々力第2 多摩川緑地 上平間 古市場	1回 (2時間以内) 同 (同) 同 (同) 同 (同)	<u>2,500円</u> <u>2,500円</u> 500円 500円		
サッカー場 照明施設 等々力第1 等々力第2	1回 (1時間以内)	<u>1,520円</u>			サッカー場 照明施設 等々力第1 等々力第2	1回 (1時間以内)	<u>1,500円</u>		
テニスコート 富士見 等々力 とんびいけ	1面 1回 <u>(同)</u>	<u>760円</u>			テニスコート 富士見 等々力 とんびいけ	1面 1回 <u>(1時間以内)</u>	<u>750円</u>		
テニスコート 照明施設 富士見	同 (同)	<u>810円</u>			テニスコート 照明施設 富士見	同 (同)	<u>800円</u>		

改正後					改正前				
等々力					等々力				
バレーボール場	同 (同)	750円			バレーボール場	同 (同)	750円		
相撲場	1回 (4時間以内)	<u>5,090円</u>	1人1回 (2時間以内) 18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。)	100円	相撲場	1回 (4時間以内)	<u>5,000円</u>	1人1回 (2時間以内) 18歳以上の者 200円 13歳以上18歳未満の者 (高校生を含む。)	100円
水泳プール 大師 平間 小倉西 稲田	1回 (4時間以内)	<u>18,330円</u>	1人1回 15歳以上の者 (以下「大人」という。)	300円	水泳プール 大師 平間 小倉西 稲田	1回 (4時間以内)	<u>18,000円</u>	1人1回 15歳以上の者 (以下「大人」という。)	300円
			3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	100円				3歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	100円
釣池 等々力			1人1回 大人	<u>760円</u>	釣池 等々力			1人1回 大人	<u>750円</u>
			6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	200円				6歳以上15歳未満の者 (中学生を含む。)	200円
野外音楽堂	1回 (4時間以内)	<u>6,350円</u>			野外音楽堂	1回 (4時間以内)	<u>7,800円</u>		

- 2 使用料は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。
- (1) 時間を延長して利用することを承認した場合の個人使用料は、時間割とする。ただし、利用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。
- (2) 入場料その他これに類する料金を徴収して有料施設を利用する場合の使用料の額は、前項の表に定める使用料の5倍 (学生、生徒及び児童

- 2 使用料は、前項に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。
- (1) 時間を延長して利用することを承認した場合の個人使用料は、時間割とする。ただし、利用時間に1時間未満の端数を生じたときは、1時間とみなす。
- (2) 入場料その他これに類する料金を徴収して有料施設を利用する場合の使用料の額は、前項の表に定める使用料の5倍 (学生、生徒及び児童

改正後	改正前
<p>の競技に利用する場合にあつては3倍)に相当する額とする。</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、前項の表に定める使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(4) 条例第8条第1項の表備考第3項の規定による使用料は、前項の表に定める使用料に1箇所1日1件につき<u>50,920円</u>を加算した額とする。</p> <p>(5) 照明施設、陸上競技場会議室、陸上競技場シャワー室、陸上競技場ロッカー室、陸上競技場関係者室、陸上競技場練習室、陸上競技場放送室、陸上競技場テレビ・ラジオ中継室、陸上競技場大型映像装置、陸上競技場写真判定室、野球場会議室、野球場シャワー室、野球場ロッカー室、野球場関係者室及び屋内野球練習場については、第2号及び第3号の規定にかかわらず、前項の表に定める使用料の額とする。</p> <p>(6) 陸上競技場附属器具及び補助競技場附属器具の使用料は、1日一式<u>5,090円</u>とする。ただし、使用する器具の数が50点未満の場合は、1点につき100円とする。</p> <p>(7) 20人以上の団体で釣池を利用する場合の使用料は、各人につき当該個人使用料の2割引(<u>10円未満の端数は、切り捨てる。</u>)とする。</p> <p>3 前2項の使用料は、利用券交付の際徴収する。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>	<p>の競技に利用する場合にあつては3倍)に相当する額とする。</p> <p>(3) 前号の規定にかかわらず、アマチュア以外の団体が陸上競技場を利用して、又は陸上競技場の利用に併せて陸上競技場第1特別室、陸上競技場第2特別室、陸上競技場第3特別室、陸上競技場第4特別室若しくは陸上競技場多目的室を利用して、入場料その他これに類する料金を徴収する場合における当該有料施設の使用料の額は、前項の表に定める使用料に当該有料施設の当該料金収入総額に100分の5を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>(4) 条例第8条第1項の表備考第3項の規定による使用料は、前項の表に定める使用料に1箇所1日1件につき<u>50,000円</u>を加算した額とする。</p> <p>(5) 照明施設、陸上競技場会議室、陸上競技場シャワー室、陸上競技場ロッカー室、陸上競技場関係者室、陸上競技場練習室、陸上競技場放送室、陸上競技場テレビ・ラジオ中継室、陸上競技場大型映像装置、陸上競技場写真判定室、野球場会議室、野球場シャワー室、野球場ロッカー室、野球場関係者室及び屋内野球練習場については、第2号及び第3号の規定にかかわらず、前項の表に定める使用料の額とする。</p> <p>(6) 陸上競技場附属器具及び補助競技場附属器具の使用料は、1日一式5,000円とする。ただし、使用する器具の数が50点未満の場合は、1点につき100円とする。</p> <p>(7) 20人以上の団体で釣池を利用する場合の使用料は、各人につき当該個人使用料の2割引とする。</p> <p>3 前2項の使用料は、利用券交付の際徴収する。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(略)</p>

改正後

第2号様式の11

<p>釣池 利用券</p> <p>大人 ¥760</p> <p>この半券は入場前に 切り取ると無効です。</p>	<p>釣池 利用券</p> <p>大人 ¥760</p> <p>利用日 月 日 川崎市</p>
--	---

改正前

第2号様式の11

<p>釣池 利用券</p> <p>大人 ¥750</p> <p>この半券は入場前に 切り取ると無効です。</p>	<p>釣池 利用券</p> <p>大人 ¥750</p> <p>利用日 月 日 川崎市</p>
--	---